

富士見市公の施設の指定管理者随意指定取扱基準

第1 趣旨

この基準は、市及び教育委員会が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)指定候補者を随意指定により選定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 随意指定の定義

この基準において「随意指定」とは、公募によらない指定管理者指定候補者の選定方法のことをいう。

第3 随意指定の判断基準

次の場合は、随意指定を行うことができる。

指定管理者の募集に対し、申請がない場合や指定管理者候補者審査委員会における選定の結果、申請のあった団体が最低基準点に達しないため候補者として選定できない場合。

第4 随意指定の決定方法

前項の規定に基づき、随意指定により指定管理者指定候補者の選定をするにあたっては、募集内容の見直し等、必要な措置を講じたうえで、政策会議において決定するものとし、指定管理者候補者審査委員会において承認を得るものとする。

第5 随意指定の事務

随意指定を行う場合、指定管理者候補者に対し、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ明示し、富士見市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第18号)及び富士見市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成16年規則第27号)の定めるところにより必要な手続を行うものとする。

第6 施行期日

平成19年8月1日

平成22年7月29日一部改正

平成29年6月5日一部改正

令和4年5月9日一部改正

令和5年4月1日一部改正